

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年12月16日

月 曜 日

第 3704 号

目 次

| 条 例 | |
|--|----|
| ○富山県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 | 2 |
| ○富山県土地利用審査会条例の一部を改正する条例 | |
| ○富山県介護保険審査会条例の一部を改正する条例 | 3 |
| ○富山県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例 | |
| ○富山県水防協議会条例の一部を改正する条例 | 4 |
| ○富山県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例 | 5 |
| ○災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例 | 6 |
| ○富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○富山県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例 | 7 |
| ○富山県手数料条例の一部を改正する条例 | 8 |
| ○富山県介護福祉士等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例 | |
| ○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 11 |
| ○富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○富山県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例 | 12 |

条 例

富山県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例、富山県土地利用審査会条例の一部を改正する条例、富山県介護保険審査会条例の一部を改正する条例、富山県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例、富山県水防協議会条例の一部を改正する条例、富山県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例、災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例、富山県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県介護福祉士等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例、

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例及び富山県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第47号

富山県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

富山県固定資産評価審議会条例（昭和37年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 401 条の 2 第 6 項」を「第 401 条の 2 第 5 項」に改める。

第 3 条を削り、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（市町村支援課）

富山県条例第48号

富山県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

富山県土地利用審査会条例（昭和49年富山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（組織）」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、委員 7 人以内で組織する。

第 4 条第 2 項中「及び 3 人以上」を「を含む過半数」に改め、同条第 4 項中「、第 13 項又は」を「又は第 13 項（同条）に、「第 13 項の」を「場合を含む。）の」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(県民生活課)

富山県条例第 49 号

富山県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

富山県介護保険審査会条例（平成 11 年富山県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第 189 条第 3 項の委員の定数は、3 人とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県条例第 50 号

富山県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

富山県公害健康被害認定審査会条例（昭和 49 年富山県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 45 条第 4 項」を「第 45 条第 3 項」に改める。

第 2 条の見出しを「（組織）」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、委員15人以内で組織する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(専門部会)

第 5 条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審査会に諮って定める。
- 3 専門部会に属する委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会に専門部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 6 専門部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(健康課)

富山県条例第51号

富山県水防協議会条例の一部を改正する条例

富山県水防協議会条例（昭和24年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

委員の定数は、15人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(河川課)

富山県条例第52号

富山県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

富山県社会教育委員設置条例（昭和24年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「社会教育法」の次に「（昭和24年法律第 207 号）」を加え、「第15条」を「第15条第 1 項」に改める。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（教・生涯学習・文化財室）

富山県条例第53号

災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例（昭和38年富山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「災害救助法施行令（昭和22年政令第 225 号）別表第 5」を「災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号。次項において「府令」という。）別表」に、「等級を」を「障害等級を」に、「「等級」」を「「障害等級」」に、「同表に定める倍数」を「災害救助法施行令（昭和22年政令第 225 号）第11条第 3 項各号に定める倍数」に改め、同条第 2 項中「災害救助法施行令別表第 5」を「府令別表」に、「等級」を「障害等級」に改め、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「等級」を「障害等級」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例の規定は、平成25年10月1日から適用する。

(防災・危機管理課)

富山県条例第54号

県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年富山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期間は、5年」を「年齢は、前項の承認の申請の日において定められている当該職員に係る定年から5年を減じた年齢」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第55号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「より職員」の次に「（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 55歳以上の職員で人事委員会規則で定めるものの第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である

場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第23条の2第1項中「第44条において準用する場合を含む。）」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第23条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例第23条の2第1項の規定は、平成25年8月20日から適用する。

（県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表及び第23条第1項の表中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

（人 事 課）

富山県条例第56号

富山県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例

富山県森林整備・林業再生基金条例（平成21年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（基金の処分の特例）

- 3 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（森林政策課）

富山県条例第57号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1の21の項を次のように改める。

| | | |
|-------|--|--|
| 21 削除 | | |
|-------|--|--|

別表第1の23の項中「第20条第1項第6号」を「第20条第1項第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財 政 課）

富山県条例第58号

富山県介護福祉士等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

（富山県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正）

- 第1条** 富山県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞利息の割合の特例）

- 2 当分の間、第11条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した

割合をいう。以下同じ。) が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。) 中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

(富山県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正)

第 2 条 富山県理学療法士等修学資金貸与条例 (昭和 49 年富山県条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(延滞利息の割合の特例)

- 2 当分の間、第 7 条第 2 項に規定する延滞利息の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。) 中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

(富山県看護学生修学資金貸与条例の一部改正)

第 3 条 富山県看護学生修学資金貸与条例 (昭和 39 年富山県条例第 57 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付す。

附則第 2 項に見出しとして「(経過措置)」を付す。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞利息の割合の特例)

- 3 当分の間、第 12 条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。) 中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とす

る。

(富山県医学生等修学資金貸与条例の一部改正)

第 4 条 富山県医学生等修学資金貸与条例(昭和42年富山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(延滞利息の割合の特例)

- 2 当分の間、第11条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

(富山県地域医療確保修学資金貸与条例の一部改正)

第 5 条 富山県地域医療確保修学資金貸与条例(平成20年富山県条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(延滞利息の割合の特例)

- 2 当分の間、第10条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- (1) 富山県介護福祉士等修学資金貸与条例附則第 2 項
- (2) 富山県理学療法士等修学資金貸与条例附則第 2 項
- (3) 富山県看護学生修学資金貸与条例附則第 3 項
- (4) 富山県医学生等修学資金貸与条例附則第 2 項
- (5) 富山県地域医療確保修学資金貸与条例附則第 2 項

(厚生企画課)

富山県条例第59号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項の表に次のように加える。

| | | |
|--------------|------------------|-----|
| 神通川浄水場太陽光発電所 | 最大出力 1,750 キロワット | 富山市 |
|--------------|------------------|-----|

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(企・水道課)

富山県条例第60号

富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「高齢者部分休業（当該職員が）」の次に「管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から」を加え、「いう。以下この項において同じ。）から管理者が定める期間さかのぼった日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日」を「いう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（企・経営管理課）

富山県条例第61号

富山県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

富山県留置施設視察委員会条例（平成19年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に改める。

第2条の見出しを「（組織）」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（警・留置管理課）